

卸売業者・小売店の皆様へ

食品表示法以外にも、例えば以下のような表示ルールがあります

見過ごされがちな表示ルール 其の一

特定牛肉の個体識別番号



☑ 10桁の個体識別番号が表示されていますか？

- 特定牛肉を販売する場合牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号の表示義務があります。
- 個体識別番号の代わりにロット番号の表示も可能ですが、その場合は問合せ先の表示が必要です。
- 詳細は、以下URL又は右QRコードをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>



牛トレーサビリティ法（流通段階）
の問合せ先は

九州農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課 0120-005-110

見過ごされがちな表示ルール 其の二

米加工品の原料米穀の産地情報



☑ 原料米穀の産地情報が表示されていますか？

- 米トレーサビリティ法の対象品目となる米穀を原材料とする飲食料品を販売する場合、原料米穀の産地情報の伝達が必要です。
- 対象品目は、「米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米飯類、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」です。
- 詳細は、以下URL又は右QRコードをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html



米トレーサビリティ法の問合せ先は

九州農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課 0120-005-110

見過ごされがちな表示ルール 其の三

地理的表示（GI）



☑ その名称、GI登録されていませんか？

- 地理的表示(GI)保護制度は、例えば「神戸ビーフ」「夕張メロン」「市田柿」のように、地域ならではの要因と結びついた特性を有する産品を登録し、その産品の名称を知的財産として保護する制度です。

(令和5年7月20日時点で全国132産品が登録)

- この制度に登録されている産品の名称は、生産地や生産方法等の基準を満たしている産品以外には原則使用できません。

- 詳細は、以下URL又は右QRコードをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html



地理的表示（GI）保護制度の問合せ先は

九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 096-211-9111（内線4544）

見過ごされがちな表示ルール 其の四

有機食品の有機JASマーク



☑ 有機JASマークがないのに「有機」と表示されていませんか？

- 有機JASマークがない食品に「有機」「オーガニック」「ORGANIC」などの表示はできません。

- 有機JASマークは、登録認証機関の認証を受けた有機JAS認証事業者でないと表示できません。

- 詳細は、以下URL又は右QRコードをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html



有機JASマーク制度の問合せ先は

九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課 096-211-9371